

「日本再興戦略」改訂 2014
 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)
 (農業関係部分の主な記述を抜粋)

3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

(1) 攻めの農林水産業の展開

農業が競争力と魅力ある産業に生まれ変わることで、地域経済の自律的な発展を牽引する役割を果たさなければならない。そのためには、意欲と経営マインドを持った農業の担い手が企業の知見も活用して活躍できる環境を整備することが重要である。そうした環境と農地集積バンクがあいまって、日本の農地が最大限有効に活用され、若者の地方回帰の契機となり、力強い農業の展開につながる事が重要である。

昨年 11 月に米の生産調整の見直しを含む農政改革の方向を決定したところであるが、これを農業の担い手が将来への希望と安心感を持てる農政への大きな政策転換の第一歩として、攻めの農林水産業の展開に向けた構造改革を多面的に実行する。

今回の改訂戦略においては、①農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の在り方を一体的に見直すことで、生産現場である地域において、自主性の発揮とスピード感のある農業経営を可能とすること、②流通とマーケティング、6次産業化を含めた国内のバリューチェーンを再構築すること、③バリューチェーンを国際市場ともしっかりと連結するとともに新たな国内市場を開拓することに総合的に取り組むこととする。これにより、高い付加価値と強固なブランド力を伴いつつ、地域経済の牽引役たりうる攻めの農林水産業を展開する。

テーマ 4 : 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ 4-① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。」

⇒農地中間管理機構は本年度から始動し、6 月 1 日までに 43 道府県で指定されたところ、担い手への農地の利用集積の進捗は今後毎年明らかにされる。(2010 年 : 49%)

《KPI》「今後 10 年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する。」

⇒2011 年産の全国平均のコメの生産コスト 16,001 円/60kg

→2012 年産の全国平均のコメの生産コスト 15,957 円/60kg

(担い手のコメの生産コストは現在未発表だが、今後毎年明らかにされる。)

《KPI》「今後 10 年間で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする。」

2010 年 : 1 万 2511 法人 ⇒ 2013 年 : 1 万 4600 法人

《KPI》「6次産業化の市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にする。」

2010年度：1.2兆円 ⇒ 2012年度：1.9兆円*

*6次産業化の農業関連の市場規模に漁業関連の市場規模を加える等により試算

《KPI》「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円（現状（2012年）約4500億円）とする。」

⇒2013年：5505億円

（2）施策の主な進捗状況

（農地集積を担う農地中間管理機構の整備等）

- ・担い手への農地集積を担う農地中間管理機構を都道府県段階に整備する法律が、昨年12月に成立し、本年6月1日までに、43道府県において農地中間管理機構が指定された。また、同法と併せて、農業経営の法人化の推進、青年の就農促進策の強化等を行う農業経営基盤強化促進法等の改正が、昨年12月に成立した。

（生産調整の見直し等の改革を決定）

- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」を昨年12月に策定し、経営所得安定対策については、米の直接支払交付金を2014年産から単価を半減し、2018年産から廃止すること、日本型直接支払制度については、2014年度から創設することをそれぞれ決定するとともに、生産調整については、5年後（2018年産）を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう取り組む方針を示した。これを受け、本年6月には、経営所得安定対策の見直しや日本型直接支払の創設についての関連法が成立したほか、農林水産業の生産現場の強化のための花き、養豚農業及び内水面漁業の振興を図る関連法の整備が行われた。

（農林漁業成長産業化ファンド等による6次産業化を推進）

- ・6次産業化の推進を担う農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）については、43件のサブファンドが設立され、本年5月までに23件の出資が行われた。また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進する農山漁村再生可能エネルギー法が昨年11月に成立したほか、本年6月に、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称である地理的表示を知的財産として保護する制度の整備が行われた。

（3）新たに講ずべき具体的施策

農業の生産性向上に向け革新的な一步を踏み出した農地中間管理機構関連法の成立、生産調整の見直しといった改革を、現場の実態に即して着実に推進するとともに、今回の成長戦略の改訂では、農業の成長産業化に向けた体系的な改革

を打ち出す。

農業の生産性を飛躍的に向上させ、農業の成長産業化を推し進めるため、企業の活力やノウハウを活用するとともに、企業の農業及び農業関連産業への参入を活性化させ、市場のニーズが生産現場に反映されるとともに、生産現場の品質が内外の消費者に届けられる仕組みを構築する。このため、i) 生産現場を一層強化するとともに、ii) 国内のバリューチェーンを有機的につなぎ付加価値を高め、iii) そのバリューチェーンを国際的に連結することで輸出を促進していく。さらに、新たな国内市場の開拓にも努める。具体的には、それぞれ以下のような施策に取り組む。あわせて、iv) 林業・水産業の成長産業化にも取り組む。

これらの取組を、今般改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げられた諸施策と一体的に推進することにより、農林水産業を成長産業化して、農業・農村の所得倍増を目指すとともに、美しく伝統ある農山漁村の継承と食料自給率・自給力の維持向上に資するものとする。

i) 生産現場の強化

農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化、農地の大区画化、生産・流通システムの高度化等による生産性向上を図る。

①経営力のある担い手の育成

農地中間管理機構を本格稼働させ、新規就農希望者等を巻き込んだ担い手への農地集積・集約化を実現させる。今後、機構が新規参入者を含む担い手への農地集積・集約化に成果を出せるよう、各都道府県における機構へのガバナンスの状況をモニタリングし、適正に制度を運用していく。また、同機構の評価を農林水産業・地域の活力創造本部で評価する。

米の生産調整の見直しについては、農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備を進め、2018年産米からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組む。このため、米の市場価格を含めきめ細かい米の需給・価格情報等を提供するなど需要動向を踏まえた農業経営が可能となる環境整備を進める。

また、農業経営者のための収入保険の導入について、関連する制度（農業共済制度等）の在り方を含め検討を進め、必要な法制上の措置を講ずる。

②農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革

下記の事項等の改革を「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）に沿って実施する。

ア) 農業委員会等の見直し

農業委員会は、遊休農地対策を含めた農地利用の最適化に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

このため、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。

その際、事前に地域による推薦・公募等を行えることとするほか、農業委員の過半は認定農業者とする。

さらに、農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。

イ) 農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件について、6次産業化等を図り経営を発展させようとする法人を支援する観点から見直す。①役員要件について、役員等のうち1人以上が農作業に従事しなければならないものとする。②構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。

また、更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。

ウ) 農業協同組合の見直し

地域の農協が主役となり、創意工夫を発揮して、農業の成長産業化に全力を挙げることができるように、今後、5年間で農協改革集中推進期間と位置付けて自己改革を促すとともに、自己改革が円滑に進むよう次期通常国会に関連法案を提出することを目指す。

中央会制度は、自律的な新たな制度へ移行するとともに、全農・経済連は、農協出資の株式会社に転換することを可能とする。

また、単協に関し、積極的な経済活動により利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てる旨を明確化するとともに、金融（信用・共済）事業に関するリスクや事務負担を軽減する事業方式を推進する。また、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。

さらに、単協・連合会組織の分割や株式会社、生協等への転換ができるようにする。

ii) 国内バリューチェーンの連結

国内外のバリューチェーンを有機的に結合し、農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値をより多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進する。その核として農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）を積極的に活用する。

また、畜産・酪農分野を更に強化し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想等に基づき日本農業の強みを伸ばすとともに、飼料用米の安定的な需要先を確保する。

① 6次産業化の推進

A-FIVE については、最近では出資件数は増加傾向にあるものの、その出資状況はまだ十分とはいえない。投資実行を十分なものとするための大きな課題として、案件形成において農林漁業者の出資能力が不足しているとの指摘があることから、法施行後3年（2015年12月）を目途とした見直し・検討の中で、農林漁業者の出資割合の取扱いについても法改正を含め総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

それまでの間、①農業参入した企業等によるファンド活用を推進するためのガイドラインを策定し、当該企業等を明確に農林漁業者として位置付けることや、②状況に応じてサブファンドの出資割合の引き上げを可能とすることについて今年度中に措置するとともに、資本金劣後ローンの積極的な活用や植物工場を含め合弁事業体等が行う6次産業化に必要な農業生産を出資対象とすることや、アグリビジネス投資育成株式会社等との連携を通じて、ファンド活用を推進する。

② 6次産業化等による畜産・酪農の成長産業化

国産飼料・飼料用米を活用し、畜産・酪農における生産物の差別化・ブランド化を図る。飼料用米をはじめとする地域の飼料資源の供給・加工流通等の体制を整備するとともに、新技術の開発・普及・定着を図り、畜産クラスターを構築し、地域ぐるみで収益向上を図るとともに生産基盤を強化する。また、酪農家の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を支援するため、2015年度から、

ア) 指定団体との生乳取引について、指定団体の機能に留意しつつ、改善することとし、

- ・ 日量1.5tの自家製造枠を3.0tに倍増する。
- ・ 酪農家が、指定団体への販売委託と同時に、特色ある生乳を乳業者（日量処理能力3.0t以下）に直接販売できるようにする。
- ・ 酪農家が、特色ある生乳について、乳業者と直接価格交渉し、乳価に反映させ

ることができるようにする。

イ) 6次産業化のための小規模な乳業施設や、輸出向けの乳業施設の設置について、その規制を緩和する。

これらの取組により、酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる。

iii) 輸出の促進等

今後、人口増加・市場拡大が見込まれる海外市場に果敢に打って出るため、海外市場に合わせて国内の改革を進め、輸出環境を整備するとともに、海外市場で選ばれる商品へと体制を整えることにより、まずは2020年に日本の農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成し、その実績を基に、新たに2030年に輸出額5兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討する。また、新たな国内市場の開拓にも努める。

①輸出環境の整備

まず、輸出の弊害となりうる国内・海外の規制等を見直し、輸出先の求める規格の認証体制を強化するとともに、我が国食産業の海外展開等によるコールドチェーンなどの以下の輸出環境の整備を図る。また、農林水産物・食品の輸出に係る情報について、事業者が相談できるワンストップサービス化を図る。

- EU向けに水産物を輸出するための水産加工場のEU向けHACCP認定については、厚生労働省と農林水産省は協力し、その認定を適正な水準で行うよう確保するとともに、90日の標準処理期間を定め、今後5年間で100件程度の認証が行える体制整備を進め、申請を適切に処理する。また、養殖場等の登録申請について農林水産省は、都道府県と協力し、適切な進捗管理を行い、30日の標準処理期間のうちに登録を行う。
- 既存添加物（クチナシ色素、ベニコウジ色素、ベニバナ色素）として使用されている食品添加物については、国産加工品には広く使用されているものの、欧米で使用が認められていない。加工食品の輸出を促進するため、農林水産省は、厚生労働省の必要な協力を得て、事業者とともに、今年度中に優先リストを確定させ、主要国でも使用が可能になるよう、来年度以降、事業者によるデータ収集等を支援する。また、畜肉エキスが含まれる加工食品の米国への輸出が可能となるよう、農林水産省は、国産の畜肉エキスが含まれる加工食品の米国への輸出に向けた課題の整理を行うとともに、その結果を踏まえて輸出を希望する企業の意向調査を実施する。また、輸出を希望する企業があった場合、来年度以降、関係省は必要な政府間協議を実施する。
- 我が国農産物の食品としての安全性向上と食産業の競争力強化のため、国際的に通用する規格の策定と我が国主導の国際規格づくりに取り組む。例えば、我が国農産物の生産工程管理については、国内で統一されていないことに加え、

国際的な商流では受け入れられない場合がある。国内生産基盤の強化とともに海外バイヤーに訴求力のあるものとするよう、今年度から関係者の協議会を設け、輸出促進に向けた GAP の在り方の見直しを行う。また、法人形態での農業参入が増加することを踏まえ、従業員教育の徹底やトイレの配置、休憩所の確保等が適切に行われるよう取り組む。

- ・ 本年6月に策定したグローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、産学官が連携し、有望市場であるアジアなどの新興国を中心に、経済協力を戦略的に活用しつつ、我が国食産業の海外展開等によるコールドチェーン、流通販売網などの輸出環境の整備とマーケットイン型の輸出体制の構築を推進する。また、先端技術を活用した生産・加工・流通システムの構築により、地域企業等の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

② ジャパン・ブランドの推進

現在、都道府県ごとに行っている輸出振興を、ジャパン・ブランドの下に結集し、ブランドを確立する。このため、品目別に輸出促進の司令塔・マーケティングを行う団体を育成・支援することとし、来年度から、順次、牛肉、茶、水産物等の分野において品目別輸出団体の設立を推進する。また、本年6月に創設する「輸出戦略実行委員会」がオールジャパンの輸出戦略の全体の司令塔として輸出促進に取り組む。

日本食材の輸出促進・食品企業の海外展開を図るため、ジャパン・ブランドの統一やクールジャパン機構等による日本食の海外展開支援と併せ、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、戦略的に真の日本食など日本食文化を広めるための司令塔として、官民合同のコンソーシアムを創設し、郷土食や地域食材を含む日本食文化の魅力発信等による日本食のブランド化や、輸出促進・海外展開のための環境整備、日本食文化を普及する料理人等の人材育成・日本食の海外出店支援等を推進していく。また、上記取組の推進に当たっては、JETROによる国際展開支援や輸出振興に関する知見等を活用し、連携して取り組む。

③ 輸出モデル地区・モデル品目等による成功事例の創出

HACCP 認証、ハラール認証や GLOBAL G. A. P. の取得などの輸出環境整備、卸売市場の活用等に取り組む地域を輸出モデル地区として支援するとともに、牛肉・茶・水産物等について先行して品目別輸出団体を整備することにより成功事例の創出に努める。

④ 新たな国内市場の開拓

加工・業務用野菜、有機農産物、薬用作物等の需要が伸びている農産物について国産シェアを拡大させるとともに、医福食農連携、農観連携等により、新たな国内市場を開拓する。

「日本再興戦略」の改訂 ～改革に向けての10の挑戦～

9. 攻めの農林水産業の展開

- 農林水産業を成長産業化して、農業・農村の所得倍増を目指す。
- 企業の活力やノウハウを活用するとともに、企業の農業など関連産業への参入を活性化させる。

＜これまでの主な取組＞

- ・農地集積を担う農地中間管理機構の整備等【2014年6月1日現在、43道府県で指定済】
- ・生産調整の見直し等の農政改革を決定【2013年11月】
- ・農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)等による6次産業化を推進【2014年5月末までに23件出資決定】

＜新たに講じる施策＞

○農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革

- 経営マインドを持つ意欲のある農業の担い手が企業の知見も活用して、力強い農業活動を展開し、活躍できる環境を整備していく観点から、一体的改革を実施【次期通常国会に法案提出】

農業委員会	農業生産法人	農業協同組合
<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員の選出方法の見直し(選挙制)→市町村長の選任制) ・農地利用最適化推進委員(仮称)等の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の農作業従事要件の緩和(役員の1/4程度→役員等の1名以上) ・議決権要件の緩和(農業者以外の者:原則1/4以下→1/2未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農協の自立・活性化(理事への担い手の登用) ・全農・経済連は単協出資の株式会社に転換することを可能とする ・中央会制度は自律的な新たな制度に移行

○酪農の流通チャネル多様化

- 酪農家の創意工夫を活かすため、指定団体への販売と同時に、酪農家が特色ある生乳を乳業者に直接販売できるようにする等の制度改革を実施【2015年度から実施】

○国内外とのバリューチェーンの連結(6次産業化、輸出の促進)

- 6次産業化を加速化するため、A-FIVEの農林漁業者の出資割合等について法改正を含め総合的に検討【2015年12月を目的に検討】
- 牛肉、茶、水産物等の分野について品目別輸出団体を整備【2015年度から順次整備】

農協改革について

今回の農協改革のねらい

- 農業の成長産業化に資するよう、農協制度を60年ぶりに抜本改革
- 単位農協が自立し、創意工夫を発揮して農業者の所得向上・農業の成長産業化に全力を挙げることを基本
- 単位農協を的確にサポートできるよう、連合会・中央会のあり方も見直す

中央会（全国中央会・県中央会）はどうするのか

- 中央会制度は、昭和29年に、経営危機に陥った農協組織を再建するために導入された特別な制度（中央会が農協を強力に指導）
- 農協数が当時の1万超から約700に減少するなど状況が大きく変化する中で、中央会については抜本的に見直し
- 単位農協の自立を前提に、中央会の今後のあり方を検討し、次期通常国会に法案を提出

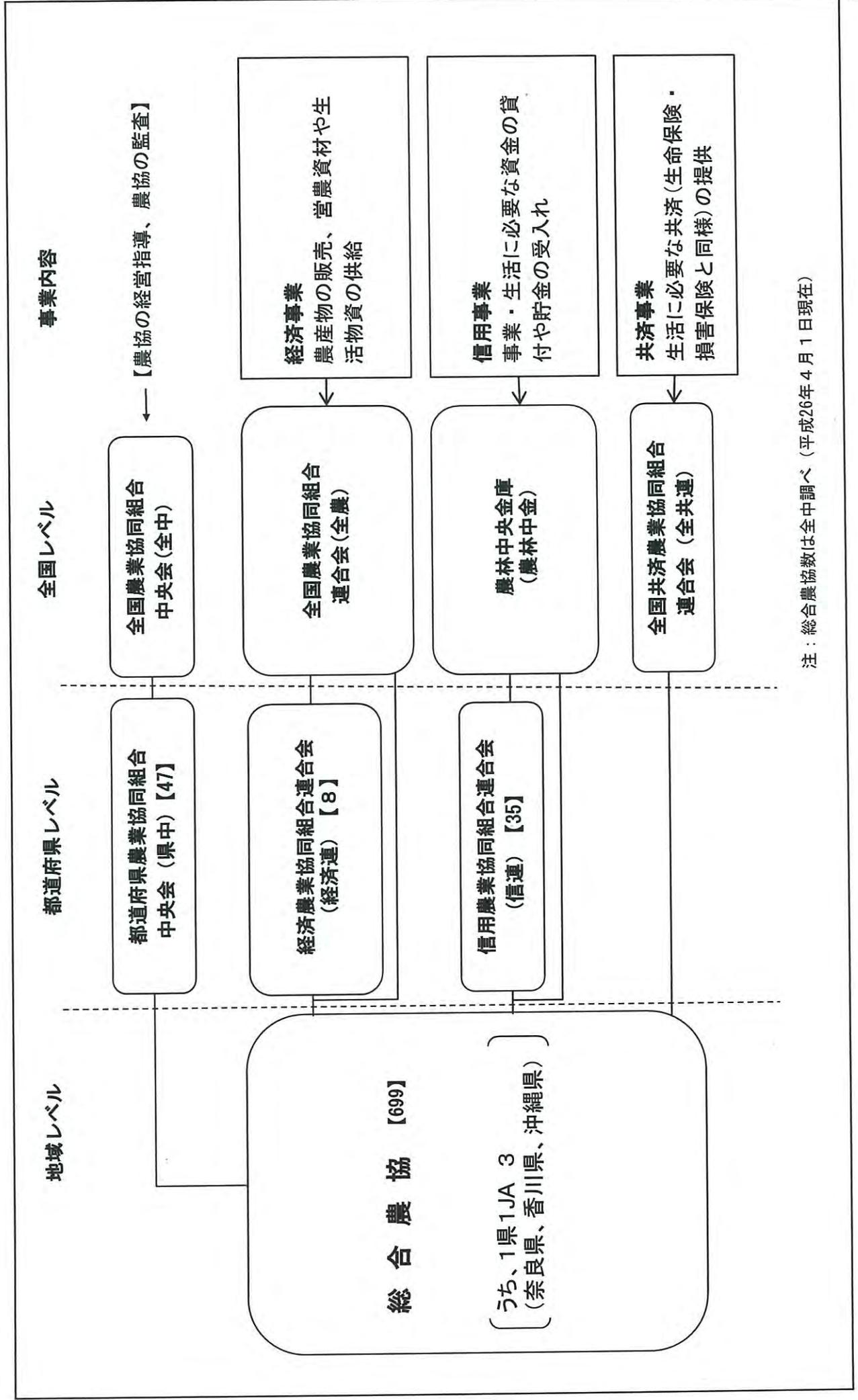
全農はどうするのか

- 農業者の所得向上を図っていくには、農産物販売等で単位農協をサポートする全農の役割は極めて重要
- 全農が農業の発展に向けて国の内外で企業とも連携して積極的に活動できるようにするために、株式会社化に転換できるよう法整備

単位農協はどうするのか

- 役員の過半を担い手や販売のプロとし、単位農協が自立して、創意工夫で経営
- 農業の成長産業化に重点を置くため、金融事業の負担を軽減できるよう農林中金等がサポート
- 地域のインフラとしてのサービスについては、より円滑に提供できる組織形態を選択できるよう法整備

(参考) 農協の組織



注：総合農協数は全中調べ（平成26年4月1日現在）

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件の見直し

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件について、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から見直しを行う

議決権要件

現行

農業関係者以外の者の総議決権が4分の1以下

6次産業化など経営発展を目指す場合、資本増強の必要性が発生

見直し後

農業関係者以外の者の総議決権が2分の1未満

役員要件

現行

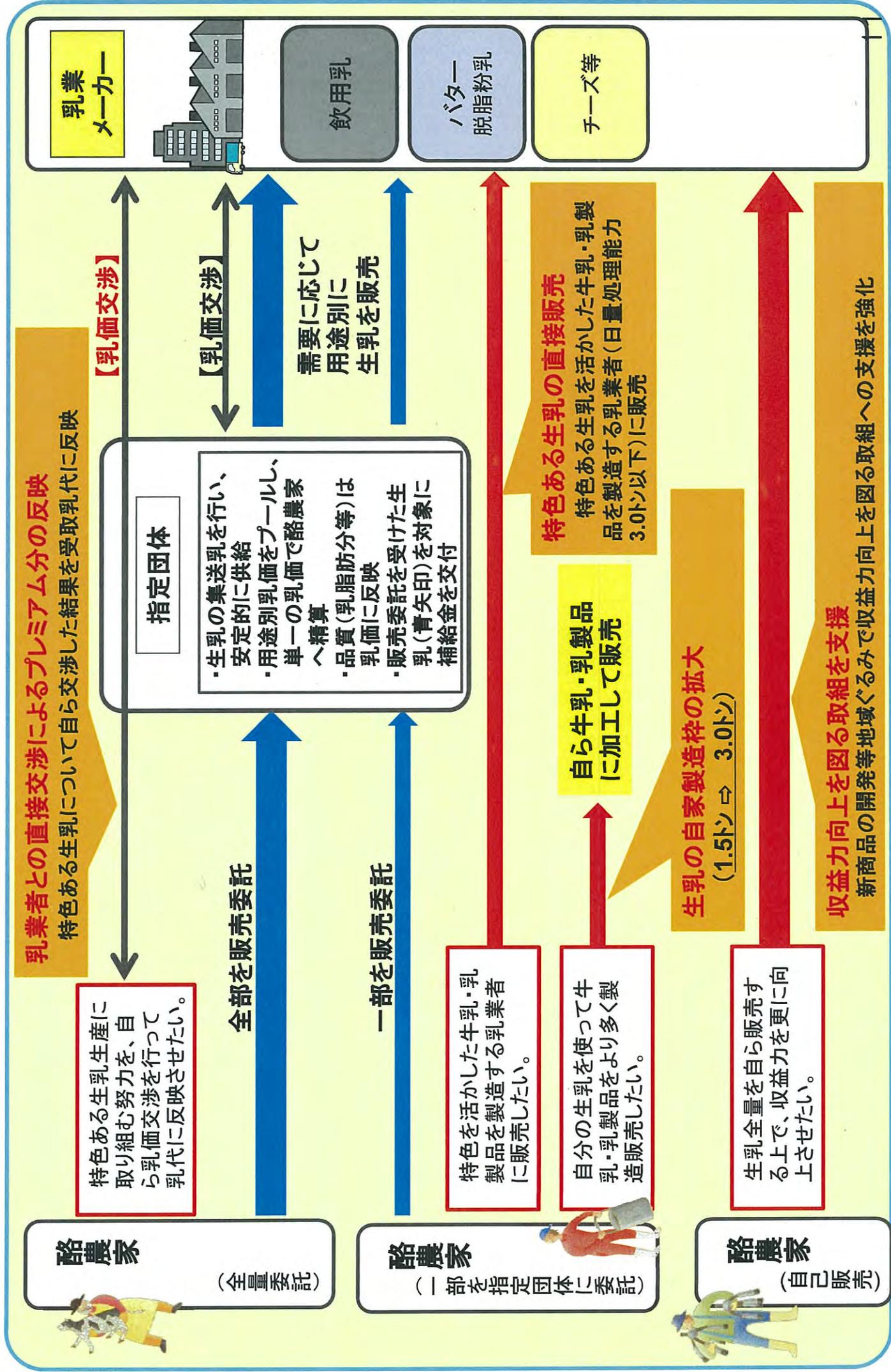
- ① 役員の過半が農業（販売・加工を含む）の常時従事者であること
- ② さらに、その過半が農作業に従事

6次産業化により販売・加工等のウェイトを高めると、農作業に従事する役員のシェアは下がらざるを得ない

見直し後

- ① 役員の過半が農業（販売・加工を含む）の常時従事者であること〔現行と同じ〕
- ② 役員等のうち、1人以上が農作業に従事

生乳取引の多様化による酪農の成長産業化



「日本再興戦略」改訂2014の概要

改訂の基本的考え方

- この1年間、「3本の矢」によってもたらされた変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていく。
- そのため、日本の「稼ぐ力＝収益力」を強化。同時に、「日本再興戦略」で残された課題（働き方、医療、農業等）にも対応。
- デフレ状況から脱却しつつある今こそがラストチャンス。企業経営者や国民一人一人に、具体的な行動を促していく。

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

「企業が変わる」～「稼ぐ力」の強化

- ①《コーポレートガバナンスの強化》
 - コーポレートガバナンス・コードの策定
- ②《公的・準公的資金の運用の在り方の見直し》
 - GPIFの基本ポートフォリオ、ガバナンス体制の見直し
- ③《産業の新陳代謝とベンチャーの加速、成長資金の供給促進》
 - 大企業を巻き込んだ支援、政府調達への参入促進、IIT等の供給

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

⑥ 女性の更なる活躍促進

- 学童保育の拡充
- 女性就労に中立的な税・社会保障制度等の実現

⑦ 働き方の改革

- 働き過ぎ防止のための取組強化
- 時間ではなく成果で評価される制度への改革
- 多様な正社員の普及・拡大
- 予見可能性の高い紛争解決システムの構築

3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

⑨ 攻めの農林水産業の展開

- 農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革
- 酪農の流通チャネル多様化
- 国内外とのバリエーションの連結（6次産業化、輸出の促進）

地域活性化／中堅・中小企業・小規模事業者の革新

- 地域活性化施策をパッケージで実現するプラットフォームの構築
- 中堅・中小企業・小規模事業者によるふるさと名物応援と戦略産業の育成
- 地域ぐるみの農業の6次産業化、酪農家の創意工夫、魅力ある観光地域づくり
- PPP/PFIを活用したインフラ運営の実現

改革に向けての10の挑戦

「国を変える」

- ④《成長志向型の法人税改革》
 - 数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す
- ⑤《イノベーションの推進とロボット革命》
 - 革新的な技術からビジネスを生み出すナショナルシステム
 - ロボットによる社会的課題の解決と新たな産業革命

⑧ 外国人材の活用

- 外国人技能実習制度の見直し
- 製造業における海外子会社従業員の受入れ
- 特区における家事支援人材の受入れ
- 介護分野における外国人留学生の活躍

⑩ 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

- 非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮）の創設
- 個人への健康・予防インセンティブの付与
- 保険外併用療養費制度の大幅拡大

成長の成果の全国波及

地域の経済構造改革

- 都市機能や産業・雇用の集約・集積とネットワーク化
- 東京への人口流出の抑制
- ⇒ 司令塔となる本部の設置、政府一体の推進体制の構築

更なる成長に向けた対応

実現し進化する戦略／経済の好循環のための取組の継続／改革への集中的取組み（国家戦略特区の強化等）

「日本再興戦略」

これまでの改革の主な成果と

新たな取組

攻めの農林水産業（意欲と能力のある担い手が活躍可能に）

政府のこれまでの取組

- ① **40年以上続いた米の生産調整**の見直し【2018年産米からを用途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産】
- ② 農地集約を担う農地中間管理機構の整備【6月1日時点で43道府県で指定済】
- ③ 農林漁業成長産業化ファンドによる6次産業化支援【5月末までに**23件出資決定**】

民間のアクション（例）

- ① 異業種企業が続々と農業関連ビジネスへ参入

✓ アイリスオーヤマ：

農業生産法人（舞台ファーム）と共同出資会社を設立
生活用品製造卸売事業で培ったノウハウを活かし、精米・販売事業へ参入
（2014年7月工場稼働予定）



- ② 農林水産物・食品の**輸出額は過去最高**（2013年：**5,505億円**、前年比**22.4%**増）

- ③ 農林漁業成長産業化ファンドの出資可能額は**681億円**（うち民間出資は**341億円**、5月時点）

✓ みずほ銀行：地銀と連携し全国の10のファンドに出資、水産加工や乳製品加工等を支援

政府の新たな改革

- ※1 農地の売買・貸借の許可などを行う行政委員会（市町村に設置）
- ※2 農地を所有できる法人

- ① 農業委員会※1：担い手への集約化等に業務を重点化、委員選出方法の改革 等（**60年ぶりの抜本改革**）

- ② 農業生産法人※2：農業者以外の出資者（企業を含む）の議決権要件緩和（1/4以下→1/2未満） 等

- ③ 農業協同組合：地域の農協が創意工夫を發揮できるよう**60年ぶりの抜本改革**

これまでの改革の主な成果と新たな取組(主要例)

民間投資の活性化

- ・ **1兆円規模の設備投資減税等**の実施。設備投資水準の回復(2013年度：**67兆円** ※2015年度目標：70兆円)。
 - ・ 復興特別法人税の**1年前倒廃止**。**法人実効税率の引き下げ(2.4%引き下げ)**。
- ⇒さらに、**成長志向に重点を置いた法人税改革**に着手。そのため、**数年で法人実効税率を20パーセント台まで引き下げ**ることを目指す。この引下げは、来年度から開始。

コーポレートガバナンスの強化

- ・ 社外取締役導入を促す改正会社法が成立。**独立社外取締役を選任する上場企業が急増**(47%→61%)
- ⇒さらに、新たに「**コーポレートガバナンス・コード**」を策定。

働き方の改革

- ・ 成熟分野から成長分野への失業なき労働移動を実現(行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策の大転換)
 - ・ 有効求人倍率は**7年9ヶ月振り**の高水準。賃金引上率(月例賃金+2%以上)は**過去10年で最高水準**。夏季賞与引上率+8.8%は、**過去30年で最高水準**。
- ⇒さらに、**働き過ぎ防止の取組強化**。**フレックスタイム制・裁量労働制の見直しや時間ではなく成果で評価される「新たな労働時間制度」の創設**など、多様な働き方を選択可能に。

女性の活躍強化

- ・ 2017年度末までに**約40万人分の保育の受け皿確保**の「待機児童解消加速化プラン」を推進。育児休業給付を拡大(休業前賃金の1/2→2/3)。
 - ・ 政権発足後、約1年で**女性の就業者数が53万人分**増加。
- ⇒さらに、「小1の壁」打破のため、2019年度末までに**約30万人分の学童保育の受け皿を確保**。

科学技術・イノベーション政策の司令塔機能

- ・ 総合科学技術会議に**府省横断政策推進機能**(科技技術予算調整機能)(**SIP, ImPACT**)。
- ⇒さらに、**橋渡し機能を抜本強化し、イノベーション・ナショナルシステムを確立**。

農業分野

- ・ **約40年以上続いた米の生産調整の見直し**など農政改革を実施。
 - ・ **農林水産物・食品の輸出額は過去最高**(2013年：**5,505億円**、前年比**22.4%増**)。
- ⇒さらに、農業分野の競争力強化のため、**60年ぶりの農協改革**など一体的改革を実施。

医療・健康分野

- ・ 医療分野の**研究開発の司令塔機関**(独立行政法人日本医療研究開発機構)を設置。
 - ・ **再生医療を実用化**するための改革を実施(細胞の培養・加工を外部(エンジニア)に委託)。
- ⇒さらに、**患者申出療養(仮称)**(安全・有効性を確認しつつ、**審査期間(現状：6ヶ月)を原則6週間へ抜本的に短縮**)など新たな保険外併用療養制度を創設。

金融分野

- ・ 少額投資非課税制度(**NISA**)の開始(3月末までに**650万口座(総額約1兆円)**が開設)。
 - ・ 企業からベンチャーファンドへの出資促進税制、クラウドファンディング規制緩和。
- ⇒さらに、**GPIFのポートフォリオの構成割合の見直し/ガバナンス体制を強化**。

エネルギー分野

- ・ **約60年ぶりの抜本的な電力システム改革**に着手。
- ⇒さらに、発送電分離を含む一連の改革を**遅くとも2020年目途に完了**。

国際展開・観光分野

- ・ 総理・閣僚の**トップセールス(2013年：67件)**の実施。インフラ受注額は**約3倍(約9兆円)**
 - ・ ASEAN諸国を中心に**10ヶ国でビザ発給要件を緩和**。初めて訪日外国人旅行者数が**1,000万人突破**(前年比**24%増**)。羽田空港の**国際線3万回増枠**(6万回から9万回へ)。
- ⇒さらに、**ロングステイ(観光ビザ：約3か月⇒1年)の実現**。全国の**免税店を1万規模へ**倍増。外国人旅行者向け消費税免税の対象品目を消耗品へ拡大。ASEAN国のビザ要件の更なる緩和(**インドネシア免除**、フィリピン・ベトナム緩和)。